

定住住宅取得等補助金、結婚新生活支援補助金、住宅ローン【フラット35】地域連携型の関係図

◆基本要件

- ①住宅の取得（新築・購入・リフォーム・賃貸）に係る契約者が申請者であること
- ②申請者の同一世帯全員が町税等の未納がないこと

◆用語解説

- ①新婚夫婦・・・令和5年3月1日～令和6年3月31日までに結婚した夫婦
(夫婦の年齢がともに満39歳以下、夫婦の直近の合計所得が500万円未満)
- ②子育て世帯・・・同居する満18歳以下に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯
- ③移住者・・・南関町に転入して1年未満の者
- ④その他の世帯・・・上記①～③に該当しない世帯で、世帯内に満65歳以下の者がいる世帯

住宅の新築、購入

新婚夫婦

- ①定住住宅取得等補助金
- ②結婚新生活支援補助金

子育て世帯・移住者

- ①定住住宅取得等補助金
- ②【フラット35】地域連携型

その他の世帯

- ①定住住宅取得等補助金

住宅の賃貸

新婚夫婦

- ①結婚新生活支援補助金

住宅のリフォーム

新婚夫婦

- ①定住住宅取得等補助金
- ②結婚新生活支援補助金

子育て世帯・ 移住者・その他の世帯

- ①定住住宅取得等補助金

補助金等の概要

- ①定住住宅取得等補助金
 - ・新築・新築購入 50万円
 - ・中古住宅購入 25万円
 - ・リフォーム 上限50万円
- ※登録事業者利用により加算あり
- ②【フラット35】地域連携型
 - ・当初5年間、年0.25%の金利引下げ
 - ※子育て世帯については当初10年間
 - ・【フラット35】Sと併用可
- ※金融機関との金消契約前に要申請
- ③結婚新生活支援補助金
 - ・満39歳以下 上限30万円
 - ・満29歳以下 上限60万円

問合せ先

南関町役場 まちづくり課

☎0968-57-8501

※上記については、補助金等の主な条件を区分したもので、補助金交付を確約するものではありません。